

むつ市金谷公園活用推進協議会規約

令和4年6月17日

(設置)

第1条 都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条の2に基づき、むつ市金谷公園活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、金谷公園（以下「公園」という。）の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行い、金谷公園と周辺施設の一体的な空間づくりを目指し、多世代・多様な人々による賑わい創出やコミュニティの拡大に必要な事項について協議することを目的とする。

(協議等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる協議等を行う。

- (1) 公園の魅力向上に関する事
- (2) 公園利用者の利便の向上に関する事
- (3) 公園活用の推進に関する事
- (4) 公園施設の整備及び管理運営の方向性に関する事

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公園利用者の利便の向上に資する活動を行う者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公園管理者が適当であると認める者

(協議会の開催)

第5条 協議会は、必要に応じ公園管理者、委員の呼びかけにより開催することができる。

(公開)

第6条 協議会は非公開とするが、協議会で定めた事項は、原則として市ホームページ等において公開する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、公園管理者が定める。

附 則

この規約は、令和4年6月17日から施行する。